

令和 5 年度 石狩市南地域包括支援センター事業計画

【 】印が今年度の重点目標

(1) 地域包括支援センターの機能拡充【 】

相談窓口としての地域包括支援センターの市民周知を継続する。

- ・市民周知として3包括合同作成した広報紙を7月、10月、2月に回覧板として配布する。
- ・町内会、高齢者クラブ役員等の地域組織に直接出向いて地域包括支援センターの周知活動を行うことで、地域の状況把握に努める。
- ・地域のスーパーマーケットでの健康チェックと相談コーナーについては、店舗と相談し年度内で2回程度の実施を計画。
- ・障がい福祉課等との連携を強化、複数の支援機関による「チーム」での関わりを行うことで複雑化した家族背景を持った事例に対応する。
- ・世代を超えた地域包括支援センターの周知活動を行い、新たな基盤を作る。

適切な会議と研修の実施。

- ・支援目的に応じた処遇検討地域ケア会議を積極的に行い、必要に応じ制度枠を超えた幅広い支援機関を招集、開催後は個別課題の整理と課題分析を行う。
また3包括共通の地域課題を抽出し、圏域の課題を検討する地域ケア推進会議に持ち込み検討を行い、新たな資源開発・政策提言へとつなげる。
- ・介護支援専門員連絡会への参画に加え、居宅介護支援事業所への年1回以上の事業所訪問を3包括で分担して行い、介護支援専門員の実情把握に努める。また今年度における居宅介護支援事業所研修会テーマを「精神科医療機関との連携」として困りごとやニーズを事業所訪問の中で集約する。
- ・複雑な背景を持つ世帯に対しての家族支援の必要性と手法について事業所内で、勉強会を行い認識共有。他に随時事例検討会を開催。
- ・居宅介護支援事業所の介護支援専門員に向けて、市内のインフォーマルサービスについての情報提供を行い、積極的なケアプランへの盛り込みを推奨していく。

(2) 権利擁護の推進【 】

高齢者虐待の早期発見、予防のための取り組みと準備。

- ・連携強化を目的に配布した虐待支援に関するDVDに対し、視聴後アンケートの結果を踏まえ今後の出前講座等の活動につなげる。
- ・高齢者虐待への対応として案件が発生した場合には、速やかに対象者の状況を把握し市と連携を取りながら、必ず専門職を含めた複数名での対応を徹底。

消費者被害予防に関する取り組み。

- ・消費者被害を予防する為、日頃の相談業務の中で早期発見に努め、必要時には消費生活センターへ適切につなぐ。また連携強化の一環として街頭啓発活動への協力を実施。
- ・居宅介護支援事業所介護支援専門員への情報発信や予防教室での周知、啓発。

(3) 認知症高齢者への対策【 】

認知症地域支援推進員の配置

- ・認知症地域支援推進員を中心に、認知症の方が住み慣れた地域で安心した生活ができる環境づくりとして普及啓発、他職種協働の推進。市内の認知症支援に関する活動の情報共有や施策推進、課題解決に向けた取り組みを実施。

推進員が地域のコンビニ等を訪問し、推進員活動の周知を行う。

認知症初期集中支援チームとの連携

- ・認知症の事例を把握した場合、初期集中チームとの連携の必要性を行政と柔軟に協議する。
民生委員との連携強化

- ・地域の民生委員との連携を強固に持ち、情報共有を行う。

状況に応じ、民生委員との同行訪問等を実施し早期からのサポートを行い、認知症の方とそのご家族が安心できる地域作りを目指す。

徘徊見守りSOSネットワーク拡充

- ・コンビニを訪問し、SOS ネットワークのサポート協力機関を増やす。

- ・今年度の徘徊声掛け訓練は、南包括が中心となり企画し各包括エリアの商業施設を時間毎に巡回、9月14日に実施計画。

認知症カフェの開催。

- ・昨年4月から開始されたみなカフェ花川みなみが、地域の住民にとって交流や相談ができる場所として定着するように、周知活動を継続。チームオレンジとの連携と協働、また世代を超えた障害支援事業所やひきこもりサポートセンター、認定保育園等とのコラボレーション企画を実施する。

認知症サポーター養成講座の開催。

- ・感染予防に配慮した講座開催を検討する。

(4) 介護予防の推進【 】

介護予防啓発、情報提供活動の推進を継続。

- ・高齢者クラブ、サロン、地域住民に講話やリハビリ専門職との同行による予防体操等の提案。地域の関係者から得た、生活上心配な高齢者の情報を確認し戸別訪問の実施。

新たな介護予防拠点作りの働きかけ。

- ・今年4月から開催されている南包括主催による介護予防教室「花川南エンジョイ体操教室」、「介護予防教室花川みなみ」については、月2回で年間14回の開催を計画。活動する中で参加者の中から新たな拠点作りへの声が上がった場合のサポートを行う。

- ・新たな集いの場の開拓にも生活支援コーディネーターと連携し情報提供、市民への協力を行う。

(5) 総合事業の推進

実情ニーズの把握

- ・地域の実情やニーズに合った訪問・通所サービスになっているのか、対象者の意向を今後のサービス体系の整備に反映させる。

自立支援への取り組み

- ・市が開催する自立支援型地域ケア会議において、提出した事例についての多職種からの助言を得ることで自立に向けたケアマネジメント能力の向上を図る。

(6) 生活支援体制整備事業の推進【 】

いしかり地域まるごと会議(第1層協議体)への参加。

生活支援コーディネーターとの連携を強化

- ・日頃の総合相談等で把握した個人や地域の課題について、包括内や各事業所での情報共有に限らず、生活支援コーディネーターとの情報交換を強化する。
- ・コーディネーターの活動を事前に把握し積極的に協力すると共に、南包括からの予防教室や高齢者クラブサロン訪問する際での報告等、各々の活動をより効果的に行う。
また新たなサークル等を立ち上げる話が地域から上がった際には、迅速に連携し対応する。

(7) 在宅医療と介護連携の推進【 】

医療機関との連携

- ・在宅医療や終末期医療が提供できる体制の整備に向けてのアプローチとして、入退院時に医療機関へ訪問する機会を確保することで、各在宅サービス事業所の役割分担を明らかにし、スムーズで安心できる在宅生活をサポートする。

令和5年度 石狩市花川中央地域包括支援センター事業計画

【 】印が年度の重点目標

(1) 地域包括支援センターの機能拡充【 】

相談窓口としての地域包括支援センターの周知

- ・地域包括支援センターが相談窓口として定着するよう担当地域の各町内会及び民生委員協議会の定例会で地域包括支援センターの機能周知の機会を年間2回以上作る。(接点の少ない町内会や民生委員への機能周知を強化する)
- ・民生委員との連携を強化し、地域で生活する一人暮らし高齢者や高齢夫婦世帯などへの同行訪問などを検討、実施する
- ・地域住民が自主的に集まる集いの場などを訪問し、地域住民に広く地域包括支援センターの機能を周知する機会を作る。ほか、多様な地域の団体に対しての周知機会を作ることも検討する。
- ・石狩圏域地域包括支援センターで協働し、地域住民に広く、定期的にセンター機能を周知するため、広報誌を作成し配布、回覧できるような活動を継続します。

地域や関係機関からの相談対応

- ・様々な相談が寄せられることが想定されるが、相談内容を傾聴し、課題の把握に努め、緊急性を判断しつつ、センターで対応するほか、関係機関に適切につなぐようにします
- ・関係機関につないだあとも、センターとして継続的にフォローを行います
- ・地域や関係機関からの相談に対して、必要に応じて困難ケースの対応検討のみではなく、重度化防止の観点からも地域ケア会議を積極的に開催する。困難ケースの対応検討及び重度化防止の観点から地域ケア会議を開催する際には、生活支援コーディネーターや民生委員も可能な限り召集し、多角的な視点で検討できるよう配慮します。

自立支援に資するケアマネジメントの推進

- ・自立支援型地域ケア会議に事例を提出するほか、様々な機会でも職種からの専門的な助言を受けて、ケアマネジメントの資質の向上を図ります。
- ・地域の居宅介護支援事業所や石狩市介護支援専門員連絡会と連携し、事例検討会や研修会を実施し、ケアマネジメントの資質の向上を図ります。

(2) 権利擁護の推進【 】

高齢者虐待防止に向けた取り組み

- ・高齢者虐待防止DVDやリーフレットを活用した周知を居宅介護支援事業所のみではなく、多様な介護保険事業所や地域住民に行う。
- ・高齢者虐待に繋がりそうなりスクを抱えているケースの把握に努め、定期的に情報収集と共有を行えるよう取り組みます。
- ・8050問題の課題把握と解決、高齢者虐待の未然防止や養護者支援の観点から、「石狩市ひきこもりサポートセンター」との連携強化を図ります。

成年後見制度や日常生活自立支援事業等の活用

- ・石狩市成年後見センターと連携しながら、リーフレットなどを活用しての提案や周知の機会を作ります。

- ・身元保証人や身寄りがない高齢者の支援について、権利擁護連携会議とも連携しながら、地域の関係機関と課題の把握と解決策の検討を行います。

消費者被害の防止

- ・警察署、石狩市消費生活センター、防犯協会と連携し、消費者被害を未然に防げるように地域住民や介護保険事業所等へ周知を行います。
- ・相談業務の中で消費者被害の早期発見に努め、関係機関と連携しながら早期対応を行います。

(3) 認知症高齢者への対策【 】

認知症地域支援推進員の派遣と認知症初期集中支援チームによる支援

- ・認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるような地域づくりに向けて、多様な機関、店舗、団体を訪問し普及啓発を推進します。
- ・普及啓発においては、認知症当事者の視点も意識した活動を行います。
- ・総合相談などの対応でも困難なケースにおいて、認知症初期集中支援チームの活用も含めて認知症の方の支援のセーフティネットとしての活動を行います。
- ・地域の認知症認定看護師とも連携し、認知症支援の普及啓発や地域における認知症ケアのスキルアップに取り組みます。

認知症カフェの開催

- ・認知症カフェを主催し、認知症当事者や認知症の方に関わる方を含めた地域住民が気軽に立ち寄れる場として定着するような周知や工夫を継続します。
- ・担当地域において認知症カフェの新規立ち上げを支援、検討します。

石狩市徘徊・見守り SOS ネットワークの拡充

- ・登録機関の増加に資するよう、地域の関係機関や民間企業等への普及啓発を推進します。

(4) 介護予防の推進【 】

- ・地域住民の心身機能の維持、改善に資するよう介護予防教室(月2回)を主催し、専門職が介入する定期的な運動の機会や場所の提供を継続します。
- ・町内会や地域住民などを対象に介護の予防や重度化防止の観点で、法人資源や地域の関係機関と協働し、出前講座などの活動を通じて啓発、情報提供の推進を行います。
- ・自立支援や介護予防活動の機能を強化するため、地域ケア会議や通いの場などへのリハビリテーション専門職の活用を支援します

(5) 総合事業の推進【 】

- ・多様な訪問型、通所型サービスの整備に資するよう、「興味・関心チェックシート」を活用して利用する対象者からの情報やニーズの吸い上げを行い(年1回以上) サービス提供者や生活支援コーディネーターと情報共有するなど連携を図ります。

(6) 生活支援体制整備事業の推進【 】

- ・地域からの相談や介護予防支援、介護予防ケアマネジメントなどを通じて把握した地域住民のニーズなどをもとに、生活支援コーディネーターと定期的に面談し、情報共有を行い、地域住民のニーズに合わせた新たな集いの場の発掘、創設、集いの場の強化に向けた取り組みを行います。
- ・生活支援コーディネーターの活動に積極的に協力、参画し、効果的に事業を推進できるよう配慮します。

(7) 在宅医療と介護連携の推進【 】

いしかり医療と福祉のまちづくりひろばの企画運営委員として参画

- ・「いしまちひろば」の定例会等を通じて、地域の医療、介護、福祉の関係者との情報共有と連携を図ります。
- ・「いしまちひろば」として、地域の支援機関や支援者に対して、知識向上及び連携強化に資するような研修会などの機会を検討、開催します。
石狩市介護支援専門員連絡会への参画
- ・事例検討会への参加や合同で行う研修会の検討。
- ・石狩市内の居宅介護支援事業所を訪問し、地域のケアマネジャーが抱える課題や実情を把握し、個別ケースへの助言や後方支援及び地域ケア会議の活用やケアマネジメントの質の向上につながるような研修の開催を検討します。
活動を通じて地域課題を検討、把握し、解決に向けた取り組みを検討します
医療機関との連携
- ・受診時、入退院時の医療機関への訪問や相談対応などを通じて医療機関との連携の強化を図ります。
- ・地域住民が適切に精神医療を受け、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、精神科医療機関との連携を強化し、精神疾患を有する方やその家族の支援のスキルアップを図ります。
- ・介護関係機関、医療機関等を対象とした研修会を共催することを検討し、顔の見える関係づくり、連携の強化を図ります。

令和5年度 石狩市北地域包括支援センター事業計画

【 】印が今年度の重点目標

(1) 地域包括支援センターの機能拡充【 】

地域からの様々な相談を一旦全て受け止め、必要に応じて実態把握を行い、地域包括支援センターの各業務につなげる。または、適切な機関と調整の上、引き継ぐ。

相談窓口としての地域包括支援センターの周知：民生委員との連携強化

- ・担当エリアの民生委員、町内会役員等、地域関係者への挨拶回りを通じ地域の実情を把握すると共に相談窓口としての役割周知を行うことでネットワークを強化する。
- ・民生委員児童委員連絡協議会において事例共有の場を作り連携を強化する。
- ・地域における関係機関、地域関係者については、構成、連絡先、地域特性等に関する情報をリスト化し管理する。

地域包括支援センターだよりの発行

- ・石狩圏域地域包括支援センター合同広報誌に加え、センター独自の広報誌発行を継続する。地域住民、ケアマネジャーからの相談に対し、必要に応じて地域ケア会議の開催、認知症初期集中支援チームへの相談等の手段を用いて関係機関とのネットワークを強化する。

一般企業、地元大学等、地域の社会資源とのネットワークを強化

- ・藤女子大 学生、教職員に対する認知症サポーター養成講座の開催、認知所カフェへの参加を検討する。
- ・地域の社会資源であるコンビニ、美容院等を訪問し、地域包括支援センター及び認知症地域支援推進員の周知を行う。

(2) 権利擁護の推進【 】

高齢者虐待の予防と早期発見、早期対応のための関係機関との連携強化

- ・市民向けに作成した高齢者虐待防止のリーフレットを用いて、予防に向けた周知を実施。
- ・虐待支援対応職員の対応力向上を目的に市内地域包括支援センター合同で虐待対応スキルアップ研修会を開催する。

地域ケア推進会議で検討された地域課題（身元保証問題）に対する取り組み

- ・医療機関との座談会の実施
- ・外部研修会の企画、実施

引きこもり相談支援センターとの連携強化

- ・相談室まるしえとの座談会、研修会の企画、実施

消費者被害に関する周知、啓蒙

- ・消費者協会、北警察署からの情報収集、居宅介護支援事業所への情報発信により被害予防に向けた周知啓蒙活動を行う。

(3) 認知症高齢者への対策【 】

認知症地域支援推進員の派遣

- ・ 認知症の方とご家族を支える地域づくりに向けた普及啓発、他職種協働の推進。今年度開催予定の RUN 伴、注文をまちがえるレストラン事業への参加
- ・ 市内ケアマネジャーを対象に認知症カフェに対する意識調査を座談会形式で開催。
- ・ 認知症当事者へのアンケート調査実施、結果を石狩市へ提出。
- ・ 市内の美容室、コンビニに対し、実態把握及び認知症地域支援推進員の周知を行う。

認知症初期集中支援チーム員としての役割

- ・ 地域からの認知症に関する相談に対し、実態把握を実施するとともに初期集中支援チームへの相談、地域の社会資源の活用等、総合的に支援する。

徘徊見守り SOS ネットワークの拡充

- ・ 一般企業、商店等を訪問し、SOS ネットワークのサポート協力機関を増やす。
- ・ 徘徊見守り等模擬訓練の実施を検討。

認知症カフェの開催、充実

- ・ 「みなカフェ花川北」の定期開催、カフェを通じて他機関との連携を模索する。

認知症サポーター養成講座の開催

- ・ 一般市民、企業等に対し認知症サポーター養成講座開催を開催する。
- ・ 認知症サポーター養成ステップアップ講座の開催により、認知症の方とご家族を支える人材を養成する。

(4) 介護予防の推進【 】

介護予防の啓発、情報提供を推進

- ・ 担当エリア内の町内会、活動再開しているサロン、高齢者クラブ等を訪問し、地域関係者より把握した心配な高齢者を対象に実態把握を実施し、介護予防についての情報発信を行う。

活動が再開できていないサロン等への再開支援（社会福祉法人との連携）

- ・ 長期間に渡り活動を休止している町内会に対し、介護予防教室（地元の特別養護老人ホームと連携）を開催し活動再開に向けた足掛かりを作る。

サービス未利用者の要支援者に対する実態把握

- ・ 要支援認定を受けているサービス未利用者に対し郵送による相談窓口の周知を行い、総合相談に応じて実態把握し必要な支援につなぐ。

(5) 総合事業の推進【 】

自立支援型地域ケア会議への事例提出

日常生活支援総合事業への円滑な移行、「自立支援」積極的なインフォーマルサービス活用」に向けた職員の資質向上

- ・ 事業所内での事例検討会定期開催（月1回）

- ・新規ケアプラン作成時、認定更新時に「アセスメント、目標達成状況、サービス利用卒業」を重点にケアプランを点検する。
- ・総合相談支援検討会を開催（月1回）し、センターとしての支援方針検討、継続ケース進捗確認、終結の判断を行う。

（6）生活支援体制整備事業の推進【 】

生活支援コーディネーターとの連携強化

- ・地域の実情に合わせ休止中の地域サロン等の再開に向けた取り組みを共同で行う。
- ・地域包括支援センター主催の地域ケア会議には、生活支援コーディネーターの参加を促し、地域課題の共有と検討を行う。

いしかり地域まるごと会議（第1層協議体）への参加

（7）在宅医療と介護連携の推進【 】

いしかり医療と福祉のまちづくり広場の企画運営委員として参画

石狩市介護支援専門員連絡会への参画

- ・市内介護支援専門員に対し、アセスメント向上に向けた研修会を開催（3包括合同）
- ・石狩市介護支援専門員連絡会事例検討会への参加
- ・石狩市内の居宅介護支援事業所を訪問し、地域のケアマネジャーが抱える課題や実情を把握する（3包括合同）
- ・介護支援専門員が抱える困難事例に対し、地域ケア会議等を活用し課題解決を支援する。

医療機関との連携

- ・医療機関からの相談に対し、院内退院時カンファレンスへの参加、自宅への退院前家庭訪問への同行等、患者さんの退院に向けて速やかな調整を行う。
- ・医療機関からの依頼により外来患者等の実態把握訪問を実施、情報共有と連携を強化する。
- ・精神科医療機関への訪問を通じて、地域包括支援センターの周知及び総合相談体制の強化を目的に情報収集を行う。

令和5年度 石狩市厚田地域包括支援センター事業計画

【 】印が年度の重点目標

(1) 地域包括支援センターの機能拡充【 】

相談窓口としての包括支援センターの周知

- ・厚田包括支援センターだよりを年4回発行する。
- ・高齢者クラブなどで、健康相談と介護予防の講話、地域包括支援センターの周知を行う。「ケース検討会」の開催(月2回)

厚田区内の介護サービス事業所やケアマネージャーとともに情報共有や自立に向けた支援、地域課題などを検討する。

75歳以上の方たちを対象とした実態把握調査の実施

高齢者の実態把握や介護予防に関する知識の普及、厚田地域包括支援センターの周知などを目的に訪問を実施する。

見守りマップ更新の実施

厚田地区民生委員協議会に参加し、厚田地区の民生委員と見守りなどの支援が必要な方の状況や地域課題について、情報共有を行う。

地域ケア会議の開催と参加

- ・個別ケース会議や地域課題についての会議を開催する。
- ・他包括とともに共通する地域課題について話し合う。

厚田区の集落支援員と地域課題についての話しあいを行う

(2) 権利擁護の推進

相談窓口としての周知

高齢者クラブ等への訪問や厚田地域包括支援センターだよりの発行をとおして、高齢者虐待や成年後見制度、消費者被害などに関する相談窓口であることを周知する。

高齢者虐待の予防と早期発見、早期対応

高齢者虐待の予防と早期発見、早期対応を行うために地域住民や民生委員と協力して、情報の収集を行う。また、区内の介護事業所等へ虐待予防に関する研修会を行い、高齢者虐待予防の普及啓発に努める。

詐欺予防のための講話の実施

消費者協会や地区の駐在員と協力し、詐欺予防についての情報提供を目的に高齢者クラブや介護予防教室で講話を実施する。

(3) 認知症高齢者への対策

脳健康教室の開催

参加者とスタッフに対して、認知症予防についての説明をおこなう。

認知症サポーター養成講座の開催。

厚田地区民生委員や関係機関等へ認知症サポーター養成講座を行う。

「厚田地域包括支援センターだより」による認知症への知識の普及。

(4) 介護予防の推進

感染症予防に留意しながら、介護予防に資する集いの場の充実やボランティアスタッフの育成に努める。

| 教室名など | 目的 | 予定回数 |
|---------------------------------|-------------------------------|------|
| 1. 転倒予防教室 | 転倒を予防する体づくり | 28回 |
| 2. 脳健康教室 | 認知症の予防と地域スタッフの育成 | 24回 |
| 3. いきいきりハピリ「厚みの会」 「望の会」「虹の会」 | 閉じこもりの予防と地域スタッフの育成 | 36回 |
| 4. 各高齢者クラブでの講話や 健康相談、体操の実施 | 介護予防に関する知識の普及と包括支援 センターの周知 | 15回 |
| 5. 冬の運動教室 | 生活習慣病の予防 | 3回 |
| 6. 健康教室（栄養指導） | | 6回 |

(5) 総合事業の推進

サービスが必要かつ利用希望のある要支援者などが自立支援に資するような介護予防サービスが利用できるよう支援を行う。

要支援などの判定を受けた方が、介護保険サービスや介護予防教室などの必要なサービスを利用できるように厚田支所介護保険担当と連携し取り組む。

(6) 生活支援体制整備事業の推進【 】

生活支援コーディネーターや集落支援員とともに高齢者の困りごとや地域資源の把握を行い、地域住民が互いに助け合っている活動を支えていくことができるように努める。

(7) 在宅医療と介護連携の推進

在宅医療・介護連携体制整備に向け、入退院時にご家族や病院、地域住民などからの情報に基づき、医療機関などの関係機関と調整をおこなう。

在宅での介護サービス確保にむけての取り組み

必要なサービスを適切に受けられるように関係機関との連携強化をはかる。

医療機関との連携

本人や家族ができるだけ望むかたちで、自宅での医療をスムーズに受けられるように病院やケアマネと連携し、入退院時や外来通院中の支援を行う。

令和5年度 石狩市浜益地域包括支援センター事業計画

【 】印が今年度の重点目標

(1) 地域包括支援センターの機能拡充【 】

相談窓口としての包括支援センターの周知

- ・「生き生き通信」を毎月発行する（全戸配布）
- ・「青空体操クラブ」や「緑ジョイクラブ」など介護予防事業に出向く中で、役割周知を行う。

地域ケア会議の開催

- ・個別ケース検討会を実施。その後センター内で検討・考察し、地域課題を検討する地域ケア会議を実施する。「浜益ケアマネジャーネットワーク会議」を活用し、その他関係職種の参加についても検討する。

地域協議会、民生委員協議会への参加

- ・地域協議会、民生委員協議会に参加し、包括からの情報発信を行うとともに、関係者とのネットワークづくりに努める。

(2) 権利擁護の推進【 】

消費者被害防止に向けての取り組み

- ・「緑ジョイクラブ」の場を利用し、消費生活センター出前講座を実施する。

司法書士によるミニ講話の実施

- ・終活ミニ講話を実施する。参加しやすい時間帯や会場について検討し、より多くの方に参加してもらえよう努める。

高齢者虐待の予防、早期発見に向けての取り組み

- ・R4年度に市内包括の社会福祉士勉強会の中で作成した、一般向け高齢者虐待防止リーフレットを活用し、地域の集いの場や区内行事で配布し周知をはかる。

(3) 認知症高齢者への対策【 】

認知症サポーター養成講座の実施

- ・新規の受講者が増えるよう、周知に工夫を行なう。

「生き生き通信」での認知症特集

- ・認知症の知識の普及、早期の相談・受診につなげるため、「生き生き通信」で特集する。

認知症カフェの開催

- ・「カフェスト」にご協力いただき、「みなカフェ・はまます」を開店期間中に月1回実施する。区内の介護事業所とも連携し、認知症の当事者や地域の方が気軽に足を運べるよう工夫する。

(4) 介護予防の推進

介護予防事業の継続、情報提供

- ・「青空体操クラブ」「緑ジョイクラブ」を年間を通じて行い、介護予防の普及啓発につとめる。また、一人でも多く参加できるように会場の選定や、未実施地区への拡大を検討する

地域サロン「カフェ・クローバー」の活用

- ・高齢者の「出番と役割」を意識し、サロン参加へ繋げる。
- ・社会資源の一つとして機能できるよう、生活支援コーディネーターや地域スタッフとの連携をはかる。

(5) 総合事業の推進

地域資源の活用

- ・既存の生活支援サービスや、住民同士のインフォーマルな支援を意識した介護予防ケアマネジメントを行なう。

専門職との連携、

- ・理学療法士（地域包括ケア課）を活用した訪問支援の継続、自立支援や介護予防の推進に努める。

自立支援型地域ケア会議への参加

- ・自立支援型地域ケア会議における事例提出を行い、参加した他職種とともに課題解決の方向性を検討する。

(6) 生活支援体制整備事業の推進

介護サービス充足状況調査、高齢者実態把握調査の実施

- ・R2年度にも実施した、介護サービス充足状況調査を実施。浜益で生活していくうえで、どのようなサービスが必要とされているかニーズ把握を行う。75歳以上の独居高齢者には、高齢者実態把握調査も合わせて行う。

生活支援コーディネーターとの連携

- ・介護予防事業に共同で取り組み、ニーズの掘り起こしや、集いの場の情報共有、活性化に向けての活動を支援する。また、自治会連合会や地域協議会など、地域の関係者との連携強化をはかる。

地域講演会開催に向けての取り組み

- ・コロナ禍で開催を見合わせているが、実施時期や開催方法、内容について再検討を行う。

(7) 在宅医療と介護連携の推進【 】

入退院時カンファレンス等への積極的な参加

- ・市内に限らずできるだけ出席するよう努め、在宅生活が可能となるよう切れ目のない支援を目指す。

国保診療所との連携

- ・ケースカンファレンスを毎月継続して実施し、支援の方向性の検討を行うとともに、可能な限り在宅での生活が継続できるよう努める。